

確 認 書

2021年8月19日

日本交通株式会社

代表取締役社長 若林 泰治 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404

日本労働評議会中央執行委員会

委員長 長谷川 清輝

日本労働評議会東京都本部

委員長 中里 好孝

同 日本交通分会

分会長 高橋 聡

当労働組合が貴社事業所において労働組合活動を行うにあたって、相互の取決めが必要とされます。つきましては、これまで団体交渉で合意した事項を下記にまとめましたので、協約締結の証として、末尾に記名押印と頁間に契印を宜しくお願いいたします。

記

- 1 会社と労働組合は相互の立場を重んじ、労使対等の原則の下、健全な労使関係を築くことに尽力する。
- 2 会社は労働組合を尊重し、組合活動に対する不当労働行為をしないことを約束する。
- 3 組合は会社の名誉を毀損したり、業務の支障になるような行為をしないことを約束する。
- 4 組合の活動は原則就業時間外とし、やむを得ず就業時間内に行うときは業務届を提出し会社の許可を得てから行うものとする。また、就業時間内に会社施設などを利用しようとする場合は会社の許可を得て行なうものとする。
- 5 会社は、組合の住所を三鷹営業所に置くことを認める。ただし、郵便物の受領や銀行口座の開設を目的として認めるのであって、登記は認めない。

- 6 会社は、労働組合の郵便ポストを設置しないかわりに、組合宛に届いた郵便物を全て三鷹営業所で預かると約束する。
- 7 会社は組合に対し、会議室利用を月に1～2回の範囲で認める。ただし、突然の予定が入った際、組合は会議室から移動するものとし、上部団体役員の構内入構は認めない。
- 8 会社は、組合員の賃金から次に該当するものを控除する。
 - 一.労働組合費
 - 二.労働組合が保証している組合員の借入金債務の返済金
 - 三.その他会社及び組合が合意したものに関しては、他労組と同じ取り扱いとする。
- 9 会社は、労働者供給事業について労組側で準備が整い次第、協定締結の準備にはいる。ただし、合同労組やその分会との協定ではなく、日本交通の従業員だけの独立した労組（上部団体が労評であることは問題なし）との協定とする。
- 10 会社は組合に対し、道交法共済を他労組と同様に補助する。
- 11 労使間の問題が生じた場合は、速やかに話し合いを行なう。

以上

平成 年 月 日
